国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
本則 （議事及び運営） 第４条　（略） ２・３　（略） ４　評議会は、定例的に学長が招集するものとする。ただし、評議員３分の１以上の要求があった場合、議長は早急に評議会を招集しなければならない。 ５・６　（略）	本則 （議事及び運営） 第４条　（略） ２・３　（略） ４　評議会は、原則として、毎月１回（８月を除く。）定例的に学長が招集するものとする。ただし、評議員３分の１以上の要求があった場合、議長は早急に評議会を招集しなければならない。 ５・６　（略）	

附　則（令和元年９月30日教規程第17号）

この規程は、令和元年９月30日から施行し、平成31年４月１日より適用する。